

第2次 福岡市立学校における働き方改革推進プログラムについて

1 プログラム策定の背景と経過

背景 いじめ・不登校の増加、特別支援教育への対応、家庭・地域の状況の変化（保護者対応の多様化）など、学校が対応する課題が複雑化・困難化

◆ 国の動き（R7.6給特法改正、R7.9指針改正）

○ 「業務量管理・健康確保措置実施計画(実施計画)」の策定

教育委員会は実施計画を定め、毎年実施状況を公表し、総合教育会議にも報告
 目標：時間外在校等時間の縮減（45時間以下100%、月平均30時間程度）、ワーク・ライフ・バランス など

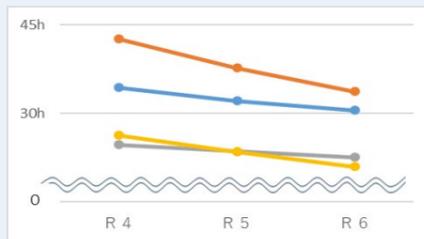
○ 教育委員会が講ずべき措置

在校等時間の長時間化を防ぐための取組み（学校と教師の業務の3分類、学校業務の適正化等）を実施

◆ 時間外在校等時間の状況（前プログラムの数値目標の達成状況）

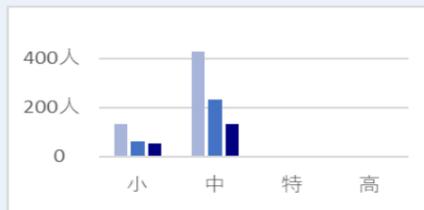
① 教職員の時間外在校等時間を校種別平均で月45時間以内にする。

年度	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校
R4	34.4時間	42.6時間	24.7時間	26.3時間
R5	32.1時間	37.7時間	23.6時間	23.5時間
R6	30.5時間	33.7時間	22.6時間	21.0時間



② 時間外在校等時間が月100時間以上の教職員をゼロにする。

年度	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校
R4	134人	429人	1人	5人
R5	62人	233人	3人	4人
R6	54人	134人	3人	2人



2 プログラムについて(目的・期間・数値目標)

◆ 目的

教員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、Well-being向上と子どもと向き合う時間を確保することで、子どもたちへのよりよい教育を実現する。

◆ 期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

◆ 数値目標

① 教員の時間外在校等時間を校種別平均で月30時間以下にする。

R6年度 小:31.8h、中:34.9h、特:23.2h、高:22.5h

② 時間外在校等時間が月45時間以下の教員の割合を100%にする。

R6年度 小:76.7%、中:70.7%、特:91.3%、高:88.6%

③ 「ワーク・ライフ・バランスが取れている」と回答した教員の割合を80%以上にする。

R7年度 70.5%

3 目標達成のための具体的取組み

◆ 教職員アンケート・意見交換会における主な意見

意見交換会を校種別(小・中・特・高)、役職別(校長・教頭・教務・教諭)に計16回実施

授業
関連

・持ち授業時数が多く、勤務時間中に授業準備の時間を確保できない
 ・経験の浅い若手教員が増加しており、授業力向上の取組みが必要

保護者
対応

・放課後等の電話対応に忙殺、事案対応等に疲弊
 ・校外でのトラブルなど、対応を求められることが多岐にわたる

部活動

・大会運営を含めた土日における活動の負担が大きい
 ・顧問の成り手が不足(顧問従事率 R4:88.6%→ R7:69.8% ※減少傾向)

① 授業の充実、授業準備時間の確保

授業
関連

子どもの学びの質の向上のため、授業準備時間を十分確保できる環境を整備するとともに、学校の組織的・機動的なマネジメント体制の構築に取り組む。

新規 ・ 持ち授業時数の軽減(教科担任制の拡充等)

新規 ・ 授業準備の支援(指導案の共有等)

新規 ・ クラウド型校務支援システムの導入

新規 ・ 若手教員の育成

新規 ・ 生成AIの活用促進

新規 ・ マネジメント体制の強化

② 地域・保護者の理解促進、役割分担の見直し

保護者
対応

学校が対応する課題が複雑化・困難化している状況を踏まえ、地域・保護者の理解促進を図るとともに、役割分担の見直しを推進する。

新規 ・ 通話録音の実施

新規 ・ 学校運営協議会を活用した地域・保護者の理解促進

新規 ・ 学校問題解決に係る研修の充実

新規 ・ いじめに関するプロジェクトチームの設置

・ 学校の働き方改革に係る地域・保護者への協力依頼

③ 部活動における指導・運営体制の充実

部活動

部活動を持続可能なものとするため、部活動指導員の充実、活用を促進し、専門外の種目や分野の顧問を担う負担や休日に部活動指導を行う負担の軽減に取り組む。

新規 ・ 休日の部活動の負担軽減の方策検討

拡充 ・ 部活動指導員の活用促進

拡充 ・ 部活動指導員の充実

・ 部活動ガイドラインの遵守・周知

④ 学校・教員の業務の適正化

新規 ・ 業務委託・業務分担の見直し

拡充 ・ 保護者等への配布物の見直し

拡充 ・ 専門スタッフの配置・拡充、任用支援

拡充 ・ 民間プール等の活用

⑤ 意識改革の促進

新規 ・ 教員育成指標への働き方改革の視点の反映(マネジメント力向上等)

拡充 ・ 自走的な業務改善体制の構築

⑥ 心身の健康の確保

拡充 ・ 長時間勤務者に対する医師等による健康管理

・ ストレスチェックの充実

第2次 福岡市立学校における 働き方改革推進プログラム

令和8年3月
福岡市教育委員会

はじめに

本市では、令和7年5月に「第3次福岡市教育振興基本計画」を策定し、子どもたちへの教育を一層充実していくため、「目指す人間像」や子どもたちに「身に付けてほしい力」を明らかにし、これからの教育が進むべき方向性を示しました。

これらの実現のためには、資質と意欲のある教員が心身ともに充実し、自己を高めながら、生き生きと子どもたちと接していることが求められ、教員を取り巻く環境の整備を推進していく必要があります。

これまでも、本市教育委員会では、平成30年3月に「福岡市立学校教職員の業務改善のための実施プログラム」を、令和4年4月に「福岡市立学校における働き方改革推進プログラム」を策定し、教員の長時間勤務の解消や業務改善に取り組んできました。

これにより、教員の時間外在校等時間が縮減するなど一定程度改善しておりますが、教員のワーク・ライフ・バランスの確保や Well-being の向上に向けて、より一層の取り組みが必要です。

そのため、「第2次福岡市立学校における働き方改革推進プログラム」を策定し、学校・教員が担う業務の適正化や業務改善のための各種取組みを推進することで、教員の働きやすさと働きがいを両立し、よりよい教育を実現してまいります。

プログラムに基づき取組みを推進していくにあたっては、学校や教育委員会はもとより、家庭や地域・社会の多様な主体がそれぞれの役割と責任を理解したうえで、連携・協力のもとに取り組んでいくことが不可欠です。子どもに関わるすべての関係者の皆様、市民の皆様におかれては、引き続きご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和8年3月
福岡市教育委員会



目 次

1	プログラム策定の背景と経過	1
	・これまでの主な取組み	2
	・教職員の時間外在校等時間の状況	5
2	プログラムについて	8
3	数値目標について	9
4	目標達成のための具体的取組み	10
	① 授業の充実、授業準備時間の確保	
	② 地域・保護者の理解促進、役割分担の見直し	
	③ 部活動における指導・運営体制の充実	
	④ 学校・教員の業務の適正化	
	⑤ 意識改革の促進	
	⑥ 心身の健康の確保	
資料1	業務改善に係る取組み事例について	19
資料2	令和5年度 校種別教諭の時間外在校等時間（全国平均との比較）	20
資料3	令和6年度 学校における働き方改革に関するアンケート結果	21

1 プログラム策定の背景と経過

全国的に、いじめや不登校の増加、特別支援教育への対応、家庭・地域の状況の変化などにより、学校が対応すべき課題が複雑化・困難化しており、その結果、学校や教員の負担が増大し、教員を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっている。

そのような状況を踏まえ、文部科学大臣からの諮問を受けた中央教育審議会は、令和6年8月に答申を取りまとめ、学校における働き方改革のさらなる加速化や学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善を一体的・総合的に推進する方向性が示された。

答申を受け、令和7年6月に「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定義務付けや教職調整額の引上げ等の内容が盛り込まれた改正給特法[※]が成立し、また、同年9月に改正された国の指針において、同計画に定める目標や教育委員会が講ずべき措置などが示された。

本市では、令和4年4月に策定した「福岡市立学校における働き方改革推進プログラム」に基づき、ソフト・ハード両面の支援に加え、意識改革に取り組むなど、教員の負担軽減に向けた取組みを推進しており、教員の時間外在校等時間の状況は一定程度改善しているが、依然として長時間勤務の教員が多い実態がある。

このため、新たな目標と取組みを掲げた「第2次福岡市立学校における働き方改革推進プログラム」を策定し、給特法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」に位置付けることで教員の働き方改革のより一層の推進を図るものである。

※ 給特法…公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

これまでの主な取組み

<ソフト面>

給食費の公会計化（H21）

給食費の徴収や督促などの徴収管理の業務に教職員が関与しなくて良いように、教育委員会で一括して給食費の徴収・管理を行った。

支援スタッフの配置・拡充（H29）

教員の負担軽減のため、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフ等の専門スタッフの配置・拡充を行った。

※H29→R 6

- ・ SC (63 人 → 111 人)
- ・ SSS (予算 111,650 千円 → 462,619 千円)
- ・ 部活動指導員 A (0 人 → 292 人)
- ・ 学習指導員 (0 人 → 221 人)
- ・ 教育支援員 (0 人 → 28 人) など
- ・ SSW (27 人 → 73 人)
- ・ 学校生活支援員 (185 人 → 430 人)
- ・ 教頭マネジメント支援員 (0 人 → 6 人)
- ・ スクールロイヤー (0 人 → 1 人)

一日6時間授業の日の削減（H30）

教員の放課後の時間の確保のため、学校行事全体の精選及び実施内容や方法等の見直しにより、授業時数を確保した上で、6時間授業の日を削減した。

共同学校事務室への事務の集約（R1）

教員の負担軽減に向けて、事務職員が教員と協力して担当できる業務の拡大を図るため、各学校の事務の一部を集約して処理する「共同学校事務室」を設置した。

- ・ 共同学校事務室 R 1 : 3 室 → R 6 : 4 室

全学年で 35 人以下学級の実施（R3）

国に先行

個に応じたきめ細かな指導の充実のため、小中学校全学年で 35 人以下学級を実施した。

業務に応じた時差出勤の活用（R4）

教員の業務内容に応じて、管理職が短期的に始業・終業時刻を変更できることとし、早朝や放課後の業務に応じた柔軟な勤務時間の設定を可能とした。

民間プール等活用の試行実施（R4）

専門的な水泳指導による授業の充実や水泳学習の計画的実施、教員の負担軽減等のため、水泳指導の民間プール事業者等への委託を試行実施した。

- ・ 民間プール等活用モデル校 R 4 : 1 校 → R 5 : 3 校 → R 6 : 4 校

土曜授業の縮小（R5）

子どもや教員の負担軽減のため、土曜授業の実施を年間 4 回から 2 回に縮減した。

<ハード面>

校務支援システムの導入（H27）

校務の効率的な処理のため、児童生徒の情報を一括管理できる校務支援システムを導入した。

自動音声メッセージ機能付き電話の整備（R2）

業務時間外に自動音声対応を行う自動音声メッセージ機能付き電話を導入した。

アプリ等による勤務管理（R2）

教職員の勤務時間を客観的に把握し集計するため、アプリ等による勤務管理を導入した。

教職員庶務事務システムの導入（R4）

学校における事務負担の軽減や正確性の向上、ペーパーレス化等を推進するため、勤務管理や申請承認、明細照会、各種集計作業等が行える教職員庶務事務システムを導入した。

就学援助システムの改修（R4）

学校事務職員及び保護者の負担軽減を図るため、就学援助の申請を一部オンラインで行えるようシステムを改修した。

デジタル採点システムの導入（R5）

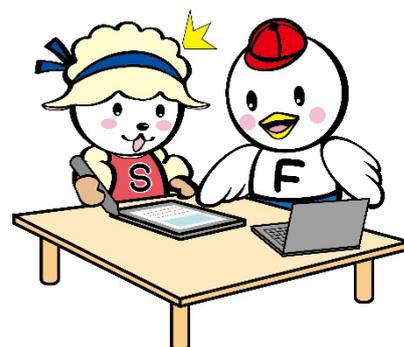
採点業務の効率化や成績データの集計、分析による教育の質の向上のため、デジタル採点システムを全中学校・高校に導入した。

高機能複合機の導入（R5）

業務の効率化のため、学校に整備していた各種プリンタを集約し、高機能複合機を導入した。

学校徴収金システムの導入（R6）

収納管理や業者契約などの業務の適正化のため、学校徴収金システムを導入した。



<意識改革>

定時退校日の拡充（H30）

勤務時間を意識した計画的な業務遂行や、効率的な校務執行体制の確立等を推進するため、全ての校種で週1回の定時退校日を設定した。

学校閉庁日の導入・拡大（H30）

休暇の取得促進による教職員等の健康の増進を図るため、夏季休業期間中に全校一斉に對外業務を行わない学校閉庁日を設定し、当該期間中に研修や行事、部活動等を設定しないこととした。

・学校閉庁日：H30：導入 → R4：日数拡大

部活動指導のガイドラインの策定（H30）

中学校及び高等学校における部活動指導のガイドラインを策定し、部活動の休養日や1日の活動時間を定めた。

学校の働き方改革に係る保護者・地域への協力依頼（H30）

学校の働き方改革の推進に係る保護者・地域の理解を得るため、ホームページや配布物などにより教職員の勤務実態や負担軽減の取組みなどを周知し、協力依頼を行った。

長時間勤務対策に係る管理職等面談の実施（R2）

各学校における教職員の時間外在校等時間を確認し、上限時間を超過している教職員が多い学校等の管理職や当該教職員と面談を行い、個別の状況を踏まえ改善策の協議を行った。

11時間勤務間インターバルの導入（R4）

全国初

十分な生活時間や睡眠時間を確保し、心身ともにゆとりを持ち教育活動を行うことができるよう、11時間の勤務間インターバル制度を導入した。

専門コンサルタントによる業務改善支援（R5）

学校における自走的な業務改善体制の構築に向け、専門的な知識・経験を有したコンサルタントによる研修の実施や業務改善支援を実施した。

R5：対象校 4校〔取組み〕勤務実態調査、アンケート調査の実施、
学校現場観察、校内ワークショップの実施

R6：対象校 18校〔取組み〕全体研修会の開催、校内ワークショップの実施、
業務改善実践発表・報告、個別相談体制の構築

働き方改革推進ハンドブックの作成（R6）

教員向けの働き方改革推進ハンドブックを作成し、教職員への働き方改革の取組み周知と意識改革を図った。

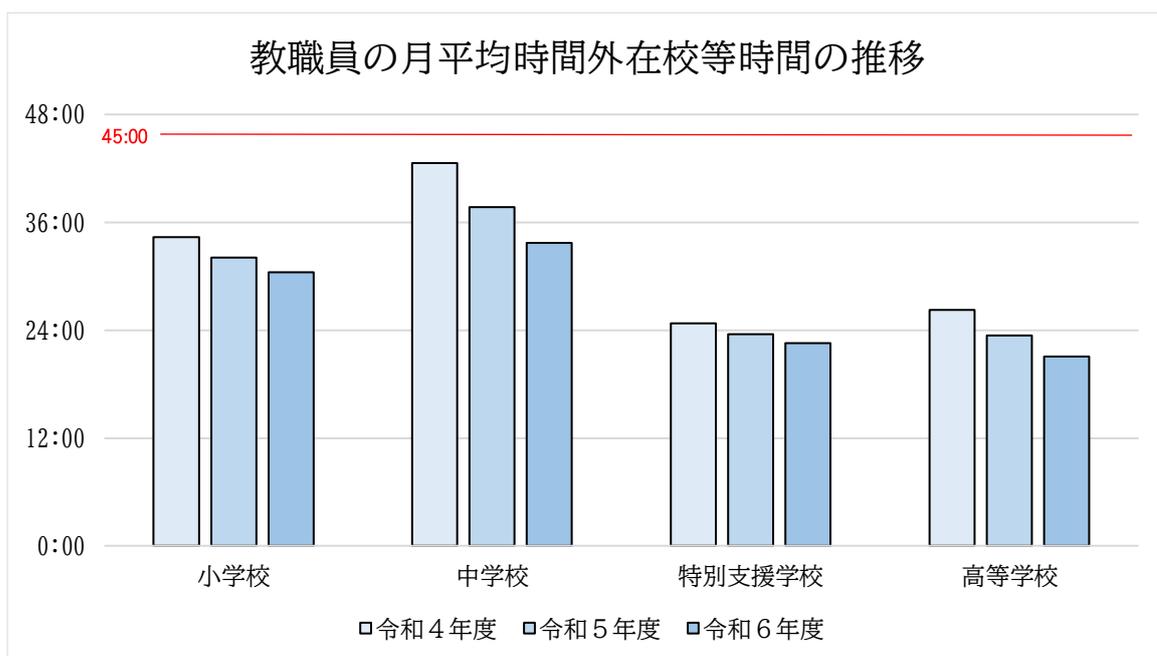
教職員の時間外在校等時間の状況

○「福岡市立学校における働き方改革推進プログラム（R4.4）」の数値目標①

令和6年度までに、教職員の時間外在校等時間を校種別平均で
月45時間以内にする

(1) 教職員の月平均時間外在校等時間の推移

区分	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校
令和4年度	34:21	42:37	24:44	26:17
令和5年度	32:04	37:40	23:35	23:23
令和6年度	30:27	33:42	22:35	21:02



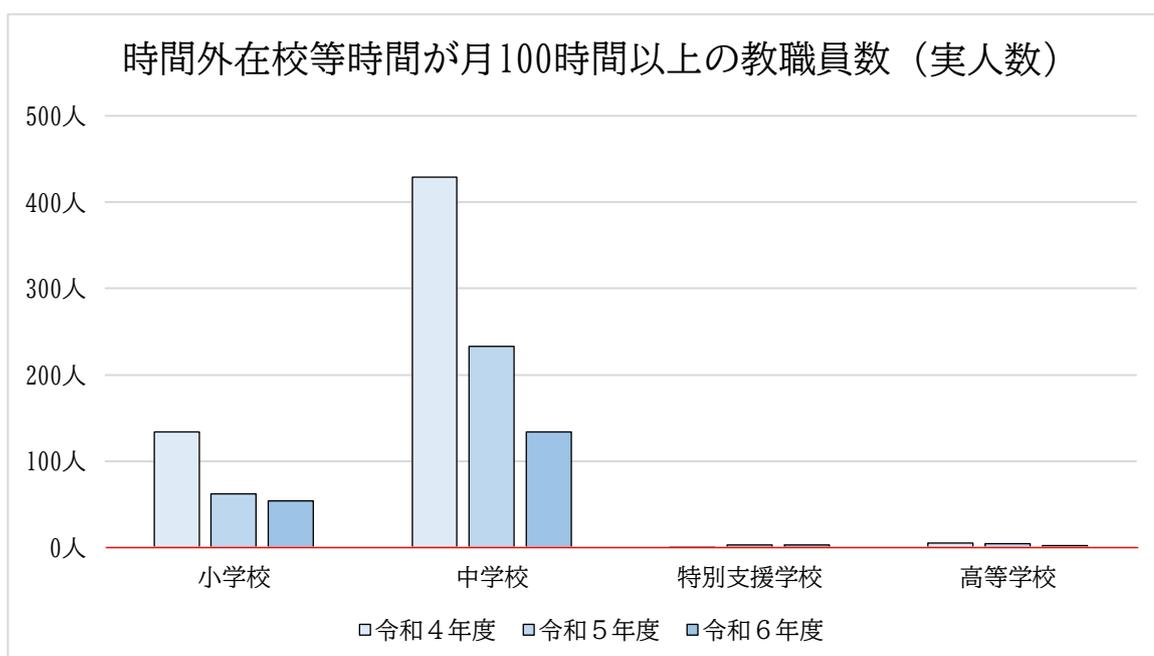
- ・前プログラムの数値目標である「時間外在校等時間を月45時間以内」は、令和4年度に達成済み。
- ・時間外在校等時間は、全校種とも概ね減少傾向。
- ・校種別では、中学校が特に多くなっている。

○「福岡市立学校における働き方改革推進プログラム（R4.4）」の数値目標②

令和6年度までに、時間外在校等時間が100時間以上の教職員を
ゼロにする

(2) 時間外在校等時間が月100時間以上の教職員数の推移（実人数）

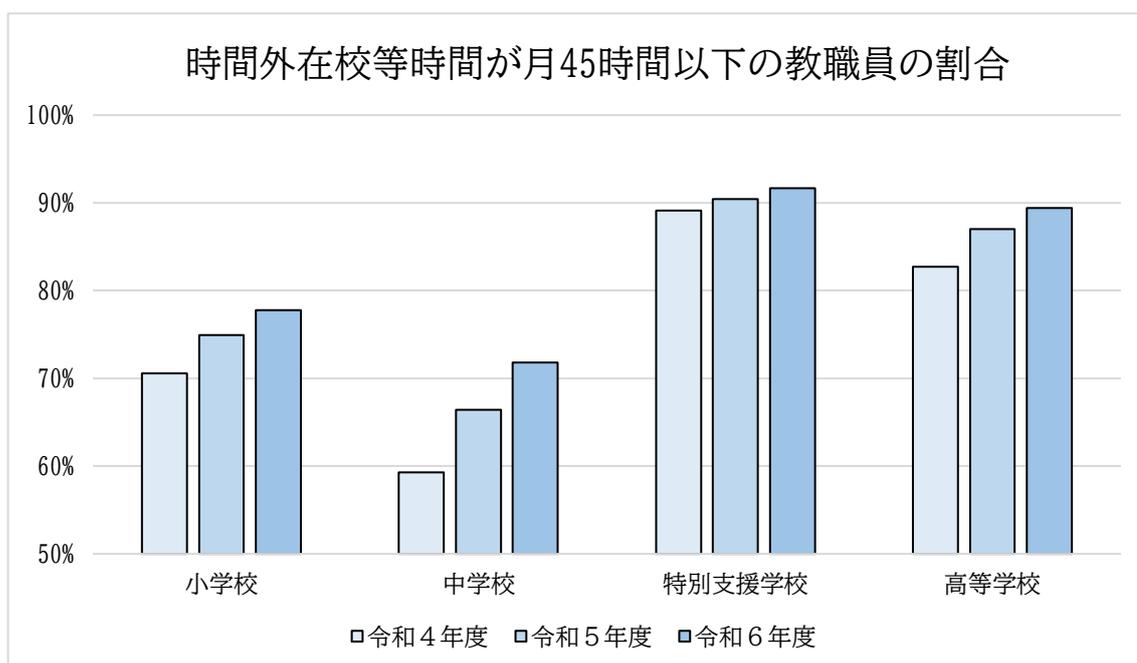
区分	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校
令和4年度	134人	429人	1人	5人
令和5年度	62人	233人	3人	4人
令和6年度	54人	134人	3人	2人



- ・前プログラムの数値目標である「時間外在校等時間が月100時間以上の教職員をゼロ」は、令和6年度時点でも未達成。
- ・月100時間以上の教職員数は、概ね減少傾向。
- ・校種別では、中学校が特に多くなっている。

(3) 時間外在校等時間が月 45 時間以下の教職員の割合の推移

区分	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校
令和 4 年度	70.6%	59.3%	89.1%	82.7%
令和 5 年度	74.9%	66.4%	90.4%	87.0%
令和 6 年度	77.8%	71.8%	91.7%	89.4%



- ・ 時間外在校等時間が月 45 時間以内の割合は、全校種とも増加（改善）傾向。
- ・ 校種別では、中学校において割合が低くなっている。
- ・ 小学校・高等学校において、増加（改善）傾向が大きい。

2 プログラムについて

|| 目的

教員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、児童生徒と向き合う時間や自らの授業を磨く時間を十分に確保し、健康で意欲と能力を最大限に発揮できる環境を整備することで、児童生徒に効果的な教育活動を行い、学校教育の質を維持・向上させることを目的とする。

|| 期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

|| 各主体の役割

教育委員会事務局

市立学校全体の働き方改革を推進する役割を担うものであり、本プログラムの策定及び進行管理を行うとともに、働き方改革の観点から、必要な体制や施設、システム等の整備に取り組む。

また、学校や教職員に対し、働き方改革の趣旨を十分周知し、その勤務状況を把握のうえ、必要な助言、支援、指導を行う。

更に、地域や保護者に対しても、この取組みの目的を説明し、理解と協力を求める。

学校管理職

各学校における働き方改革の現場の責任者として、働きやすさと働きがいの両立を目指し、部下職員に対し、時間を意識した働き方を浸透させるとともに、効率的に仕事ができるよう必要な助言、支援等を行う。

また、福岡市教育振興基本計画の実現や校務の円滑な運営に留意したうえで、各学校の実情に応じ、業務の積極的な削減や見直しに取り組むとともに、学校評価の結果に基づき講ずる措置がプログラムに沿ったものとする。

教職員

時間を意識した働き方を実践し、自らの業務一つ一つについて、より効果的・効率的に行うことができないか常に改善に努める。

また、学校行事や会議など業務の在り方について、学校管理職も含め、教職員間で積極的に検証を行う。

|| 本プログラムの位置づけ

本プログラムを、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置づける。

3 数値目標について

学校における働き方改革の実現に向けた指標として、令和7年度から以下の数値目標を設定する。

達成状況については、毎年度、市のホームページで公表するとともに、総合教育会議において報告する。

数値目標

令和11年度までに

- ① 教員の時間外在校等時間を校種別平均で月 30 時間以下にする。
- ② 時間外在校等時間が月 45 時間以下の教員の割合を100%にする。
- ③ 「ワーク・ライフ・バランスが取れている」と回答した教員の割合を80%以上にする。

【参考：第3次福岡市教育振興基本計画における数値目標】

- 「子どもと向き合う時間や自らの授業を磨く時間を確保できているか」という設問に対し、「そう思う」「少しそう思う」と回答した教員の割合 令和11年度までに 61.0%

[文言の定義]

- ・ 時間外在校等時間
在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間
- ・ 在校等時間
いわゆる超勤4項目以外の業務も含め、教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、下記Aを加え、B、Cを除いた時間



在校している時間 + (A) 校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務従事時間 - (B) 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間 - (C) 休憩時間

【現状値】

- ① 教員の月平均時間外在校等時間

年度	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校
R6	31 : 48	34 : 54	23 : 14	22 : 27

- ② 時間外在校等時間が月 45 時間以下の教員の割合

年度	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校
R6	76.7%	70.7%	91.3%	88.6%

- ③ 「ワーク・ライフ・バランスが取れている」と回答した教員の割合

年度	全体
R7	70.5%

4 目標達成のための具体的取組み

学校における働き方改革の推進に必要な取組みについて、教職員アンケートを実施するとともに、校長会、職員団体等への意見照会や、校種別、役職別の意見交換会を実施した。

提出された意見や文科省が示したいいわゆる「3分類」も参考に、実施可能であり効果があると考えられる項目について具体的に取組むこととした。

教職員アンケート・意見交換会における主な意見

授業
関連

- ・ 持ち授業時数が多く、勤務時間中に授業準備の時間を確保できない
- ・ 経験の浅い若手教員が増加しており、授業力向上の取組みが必要

保護者
対応

- ・ 放課後等の電話対応に忙殺、事案対応等に疲弊
- ・ 校外でのトラブルなど、対応を求められることが多岐にわたる

部活動

- ・ 大会運営を含めた土日における活動の負担が大きい
- ・ 顧問の成り手が不足（顧問従事率 R4：88.6%→ R7：69.8% ※減少傾向）

① 授業の充実、授業準備時間の確保

子どもの学びの質の向上のため、授業準備時間を十分確保できる環境を整備するとともに、学校の組織的・機動的なマネジメント体制の構築に取り組む。

①-1 時制等の工夫

授業準備時間の確保のため、効果的・効率的な教育課程編成の事例紹介などにより、時制等の工夫を促進する。また、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合は、年間総授業時数が真に必要な時数となるように見直す。

①-2 持ち授業時数の軽減

授業準備時間の確保のため、一部教科担任制の拡充などにより、持ち授業時数の軽減を図る。

①-3 クラウド型校務支援システムの導入

業務の効率化のため、クラウド型の校務支援システムを導入し、ロケーションフリーでの校務を実現する。

①-4 生成 AI の活用促進

授業準備や校務等の負担軽減のため、教育現場にフォーカスした生成 AI 活用の実践的な研修を実施するとともに、具体的な活用方法や事例を学校に周知する。

①-5 授業準備の支援

授業準備の支援のため、授業のアイデアや指導案の共有を行うポータルサイトの設置・運営、授業のアイデアを生み出す生成 AI の活用方法の紹介などに取り組む。

①-6 若手教員の育成

不安や負担を抱える初任者を支え、育成する体制づくりを推進するため、初任者の研修等の内容見直しやサポート体制を強化する。

①-7 マネジメント体制の強化

学校マネジメント力の向上や、学校現場における人材育成機能の向上のため、主幹・指導教諭や教頭マネジメント支援員の配置拡大等による体制の整備に取り組む。



② 地域・保護者の理解促進、役割分担の見直し

学校が対応する課題が複雑化・困難化している状況を踏まえ、地域・保護者の理解促進を図るとともに、役割分担の見直しを推進する。

②-1 学校の働き方改革に係る地域・保護者への協力依頼

学校の働き方改革の推進に係る地域・保護者の理解を得るため、ホームページや配付物などにより、教員の勤務実態や負担軽減の取組みなどを周知し、協力を依頼する。

②-2 通話録音の実施

電話対応におけるトラブルの防止や記録にかかる負担軽減等を図るため、通話録音装置をすべての市立学校へ導入する。

②-3 学校問題解決に係る研修の充実

学校と保護者や地域住民との間で生じたトラブルについて、学校における対応の参考とするため、対応方法や事例をまとめた研修を実施する。

②-4 いじめに関する学校への支援

学校がいじめに適切かつ効果的に対処することで、未然防止・早期解決を実現できるようにするため、教育委員会事務局職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士及び学識経験者によるプロジェクトチームを設置して調査研究を行い、いじめ事案が発生した場合には同チームが当該学校のサポートを行う。

②-5 学校運営協議会を活用した地域・保護者の理解促進

地域・保護者の学校運営への理解促進や参画を得るため、学校運営協議会の設置を検討する。設置校においては、学校運営や学校の課題について協議を行うほか、学校における働き方改革の推進を図る。

③ 部活動における指導・運営体制の充実

部活動を持続可能なものとするため、部活動指導員の充実、活用を促進し、専門外の種目や分野の顧問を担う負担や休日に部活動指導を行う負担の軽減に取り組む。

③-1 部活動指導員の充実

部活動を持続可能なものとするため、顧問・引率業務を行うことができる部活動指導員を引き続き増員するとともに、人材バンクの充実等、より活用しやすくするための方法を検討する。

③-2 部活動指導員の活用促進

部活動指導員の効果的な活用のため、部活動指導員活用要領の周知等を行い、業務分担の適正化に取り組む。

③-3 休日の部活動の負担軽減の方策検討

部活動の負担軽減のため、休日の練習や大会（運営含む）のあり方について、学校現場の意見等を踏まえ検討を行う。

③-4 部活動ガイドラインの遵守・周知

部活動の適正な実施のため、部活動休養日や活動時間の遵守状況を確認し、ガイドラインを遵守できていない学校がある場合には、学校長と改善に向けた協議を行う。



④ 学校・教員の業務の適正化

教員が教員でなければできない業務に集中できる環境を整備するため、学校・教員が担う業務の適正化に取り組む。

④-1 専門スタッフの配置・拡充、任用支援

教員の事務や部活動指導等に係る負担の軽減のため、専門スタッフの配置・増員や勤務時間の拡大等を継続して行うとともに、好事例の紹介等により効果的な活用を行う。

また、専門スタッフの任用に関し、学校の負担軽減に向けた支援方法を検討する。

④-2 業務委託・業務分担の見直し

教員の負担軽減のため、必ずしも教員が担う必要がない業務（ワックスがけ等）について、業務委託や業務分担の見直しを進める。

④-3 保護者・児童生徒への配布物の見直し

配布物の削減及び学校の配布に係る事務負担の軽減のため、保護者や児童生徒への配布物に関して、教育委員会名義後援団体から配布されるチラシ等については原則としてホームページへの掲載によることとし、その他の配布物については、学校への配布に係るルールを明確化する。

④-4 民間プール等の活用

専門的な水泳指導による授業の充実や水泳学習の計画的実施、教員の負担軽減、学校プール維持管理費の削減等のため、民間プール事業者等に水泳指導を委託する。

④-5 学校事務職員の校務運営参画

校務の適正化のため、学校事務職員と教員の業務の連携・分担を進めるとともに、学校事務職員が、働き方改革の視点を踏まえた上で、専門性を生かして積極的・主体的に校務経営に参画できるよう、校務分掌の明確化や研修の充実等に取り組む。

④-6 調査照会の見直し

教員の負担軽減のため、教育委員会事務局からの学校への調査照会については、事務局内に調査照会文書の縮減に繋がる事例等を周知し、各所属において縮減に向けた見直しを進める。また、適宜取り扱いに関するガイドラインの見直しを行い、学校での文書に係る事務処理の効率化を図る。



⑤ 意識改革の促進

時間を意識した働き方を行い、業務の効率化や長時間勤務の抑制を図るため、引き続き教員の意識改革の促進に取り組む。

⑤-1 自走的な業務改善体制の構築

自走的な業務改善体制の構築のため、専門コンサルタントによる支援や研修等により学校での主体的な業務改善を推進し、人材育成・意識改革を促進する。

また、各学校において実施している学校評価にあたっては、業務効率化のための取り組み状況に関する項目を位置づけるなど、学校における働き方改革の観点も踏まえて実施する。

⑤-2 教員育成指標への働き方改革の視点の反映

教員一人ひとりがキャリアステージに応じ、意欲的に資質能力の向上に取り組むことができる環境づくりのため、教員育成指標への働き方改革に向けたマネジメント力向上の視点の反映や研修の充実に取り組む。

⑤-3 適切な勤務管理の実施

適切な勤務管理の実施のため、勤務管理等に係る管理職向け研修を実施するとともに、各学校における教員の時間外在校等時間を確認し、上限時間を超過している教員が多い学校等の管理職や当該教員と面談を実施する。



⑥ 心身の健康の確保

教員が自己を高めながら、生き生きと子どもたちと向き合うことができる環境を整備するため、教員の心身の健康の確保に向けた取組みを推進する。

⑥-1 勤務間インターバルの確保

教員が十分な生活時間や睡眠時間を確保し、心身ともにゆとりを持ち教育活動を行うため、引き続き 11 時間以上の勤務間インターバルの確保に取り組む。

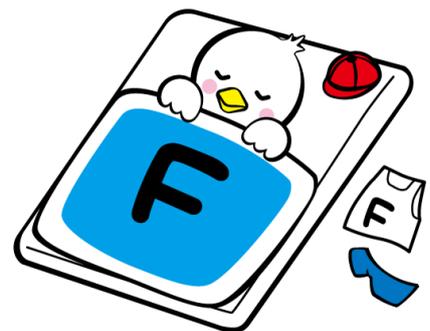
⑥-2 長時間勤務者に対する医師等による健康管理

長時間勤務者の健康確保のため、医師による面接指導の制度を周知するとともに、教員の在校等時間を把握し、長時間勤務を行った教員に対し、健康管理専門員が疲労度の確認も行いながら、医師による面接指導を実施する。

⑥-3 ストレスチェックの充実

教員が自身のストレスの状況や要因を把握するため、ストレスチェックを実施するとともに、自ら早期に対処できるよう相談窓口の周知を行う。

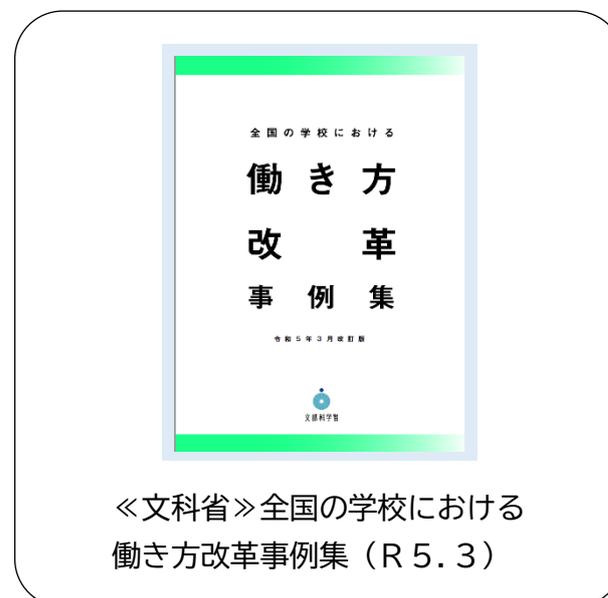
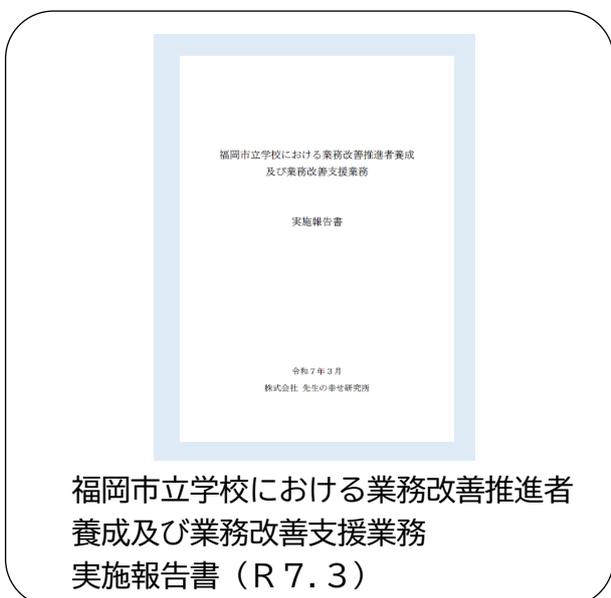
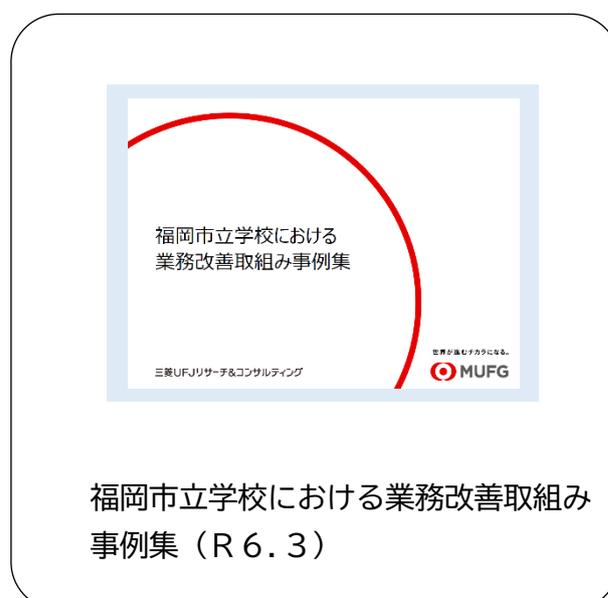
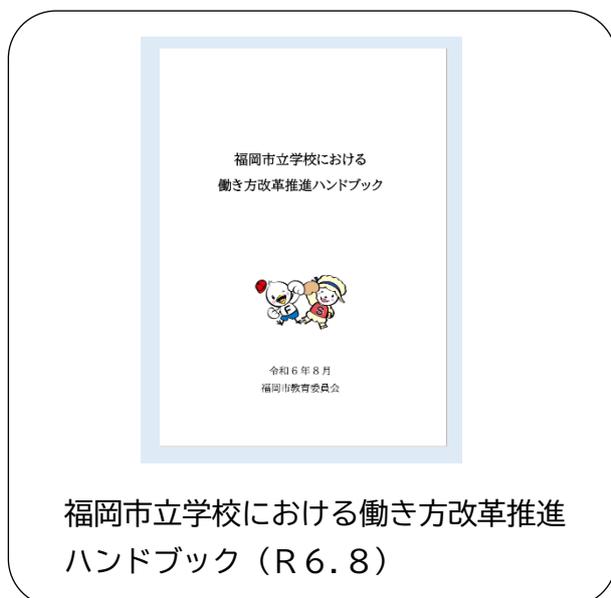
また、良好な職場環境の整備に向けて、集団分析結果等が活用できるよう情報提供を行い、高ストレス者の減少を図る。



資料編

資料1 業務改善に係る取組み事例について

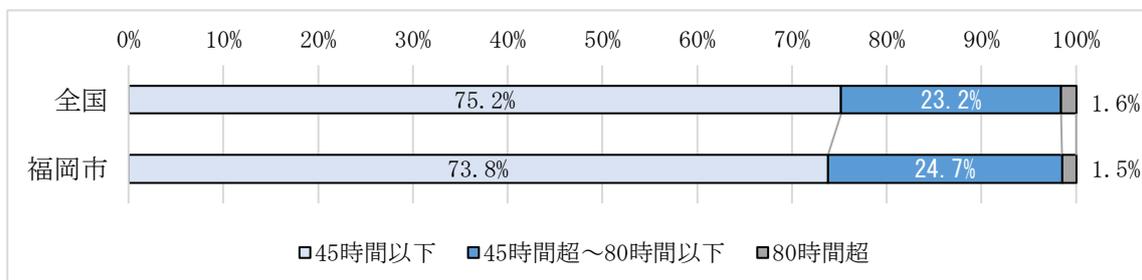
学校において、業務改善の取組みを実践する際の参考とできるよう、次のような事例集を教職員NEXTに掲載している。



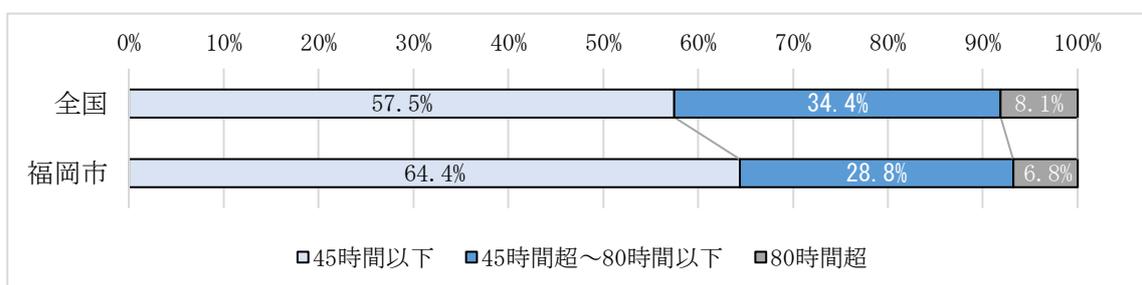
資料2 令和5年度 校種別教諭の時間外在校等時間（全国平均との比較）

※ 令和6年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査より

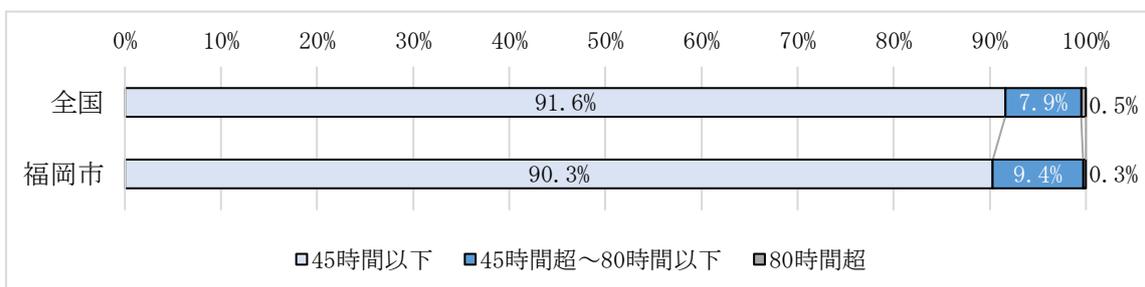
◆小学校



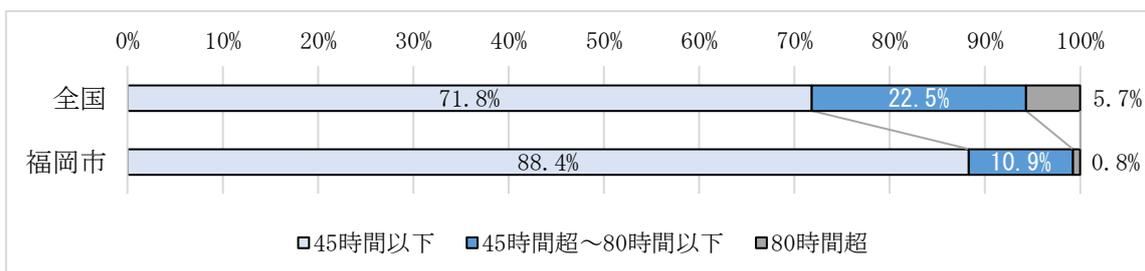
◆中学校



◆特別支援学校



◆高等学校



福岡市と全国の45時間以下の割合を比較すると、小学校・特別支援学校の割合はほぼ同水準だが、中学校・高等学校の割合は高い（良い）。

資料3 令和6年度 学校における働き方改革に関するアンケート結果

1 教職員アンケート概要

(1) 調査期間

令和6年11月1日（金）～令和6年11月29日（金）

(2) 調査対象

下記の職種のうち常勤職員

校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、事務職員、学校栄養職員、実習助手

(3) 実施方法

Google フォームを活用した Web アンケート

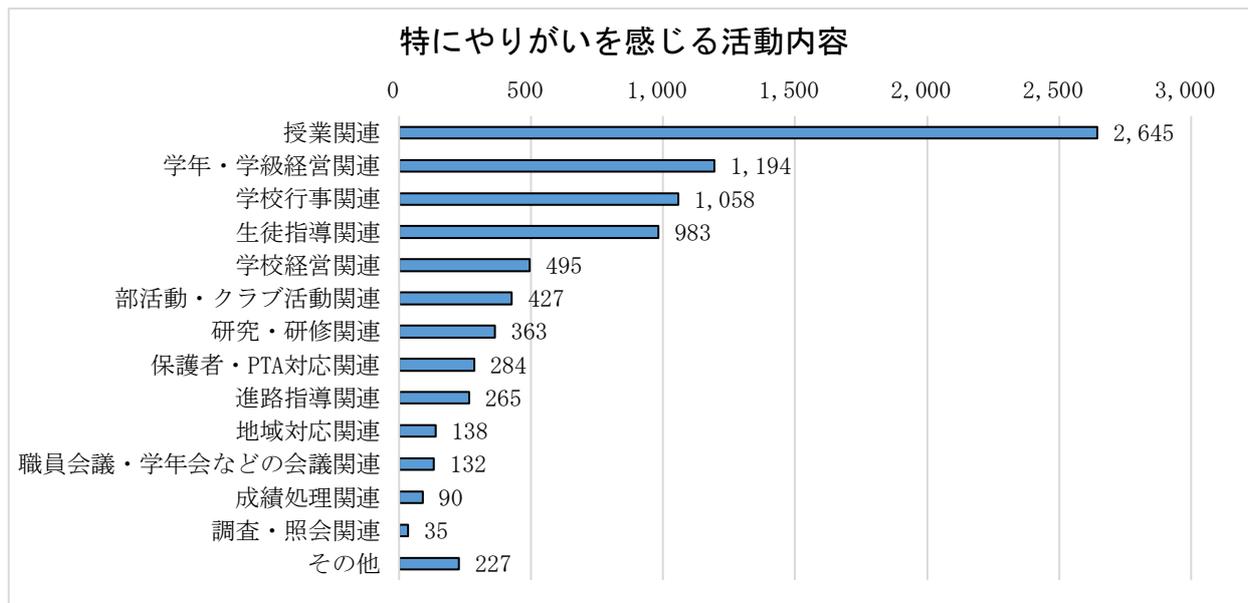
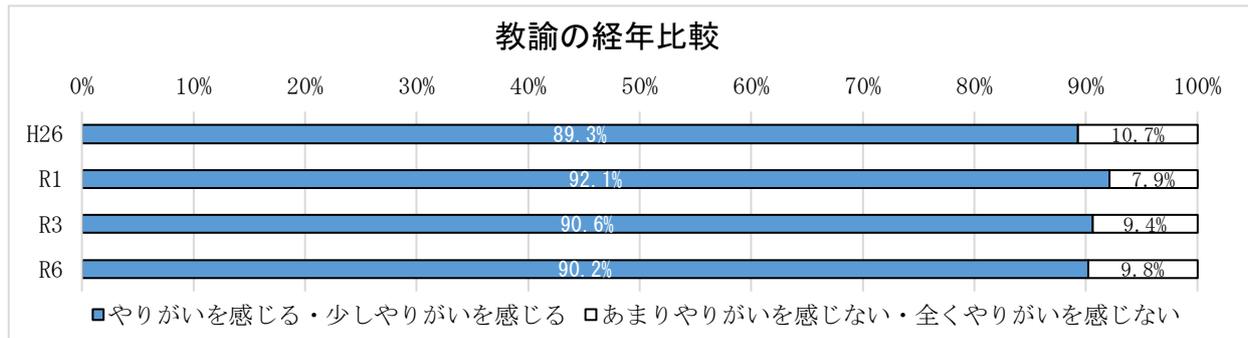
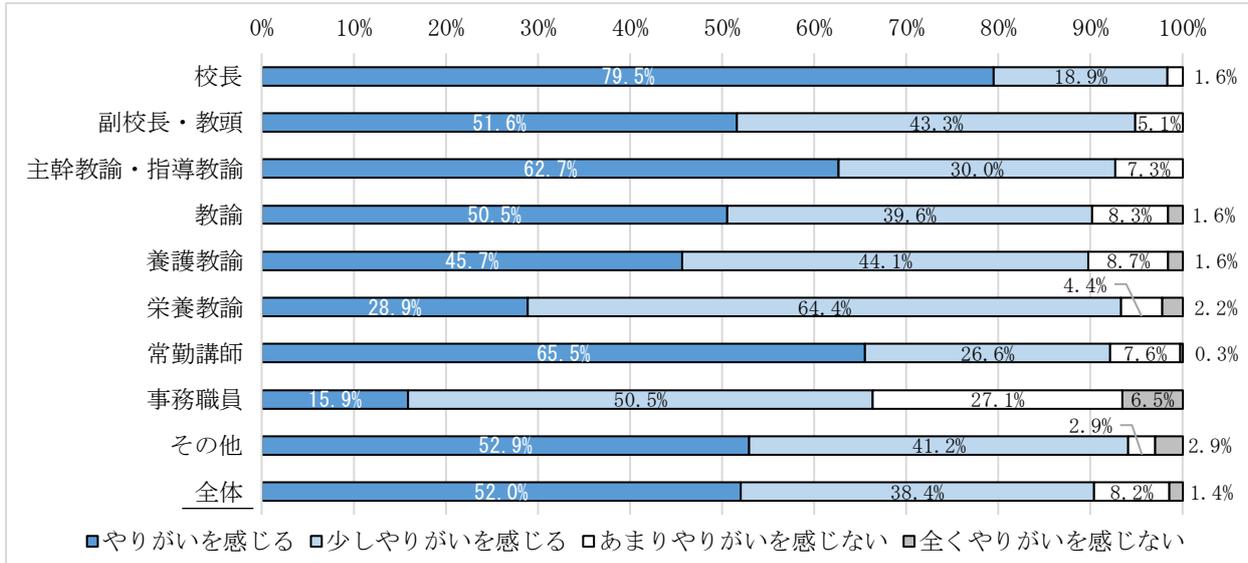
(4) 回答状況〔下表のとおり〕

(単位：人)

職種・職種 区分	20歳代 以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代 以上	総計
小学校	521	574	516	345	104	2,060
校長	0	0	4	51	16	71
副校長・教頭	0	3	65	56	1	125
主幹教諭・指導教諭	0	12	37	16	0	65
教諭	411	492	342	169	53	1,467
養護教諭	11	17	18	18	7	71
栄養教諭	7	11	14	5	1	38
常勤講師	60	22	19	15	23	139
事務職員	24	12	10	15	2	63
その他	8	5	7	0	1	21
中学校	313	396	321	230	106	1,366
校長	0	0	0	31	11	42
副校長・教頭	0	0	32	39	1	72
主幹教諭・指導教諭	0	13	37	12	2	64
教諭	232	342	222	113	61	970
養護教諭	2	12	14	11	5	44
栄養教諭	1	2	1	0	0	4
常勤講師	61	19	8	16	23	127
事務職員	11	6	7	6	3	33
その他	6	2	0	2	0	10
特別支援学校	76	88	116	85	48	413
校長	0	0	0	4	1	5
副校長・教頭	0	0	8	4	0	12
主幹教諭・指導教諭	0	2	8	8	0	18
教諭	46	69	80	45	25	265
養護教諭	4	1	1	4	1	11
栄養教諭	1	0	1	1	0	3
常勤講師	24	13	15	14	20	86
事務職員	1	3	3	4	0	11
その他	0	0	0	1	1	2
高等学校	17	28	39	51	20	155
校長	0	0	0	3	1	4
副校長・教頭	0	0	0	5	1	6
主幹教諭・指導教諭	0	0	1	2	0	3
教諭	10	0	34	39	16	124
養護教諭	0	0	0	1	0	1
常勤講師	7	3	3	1	2	16
事務職員	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	0	0	1
総計	927	1,086	992	711	278	3,994

2 回答結果

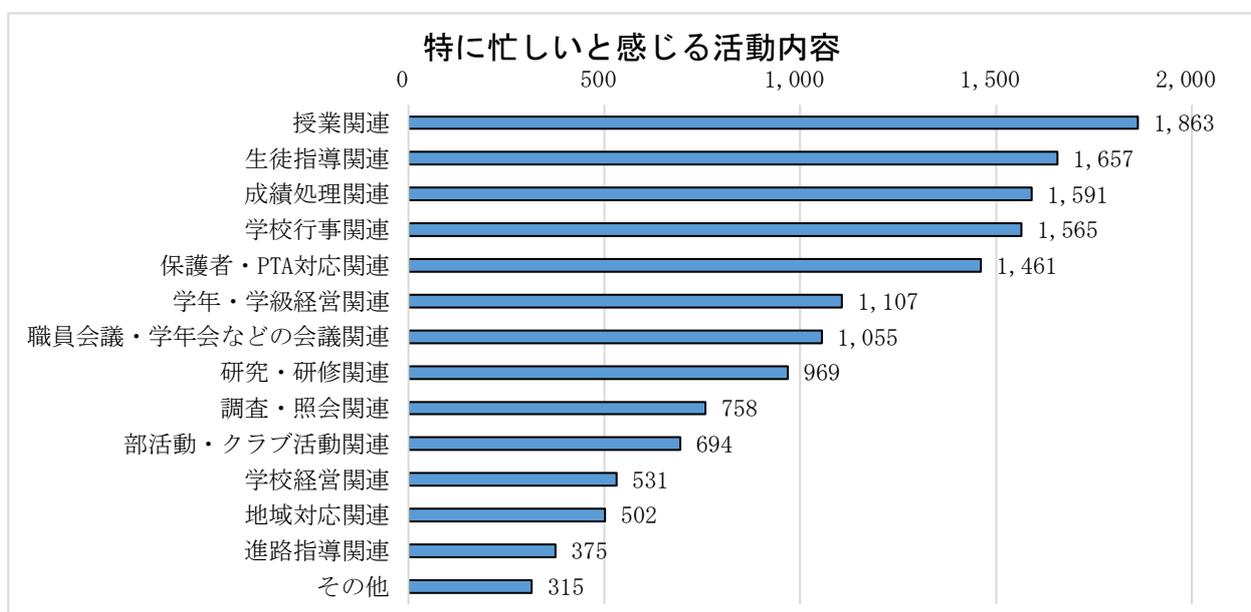
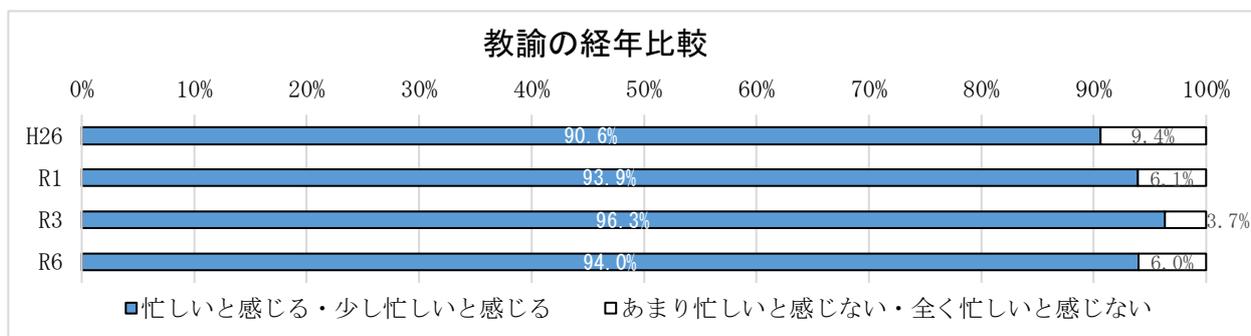
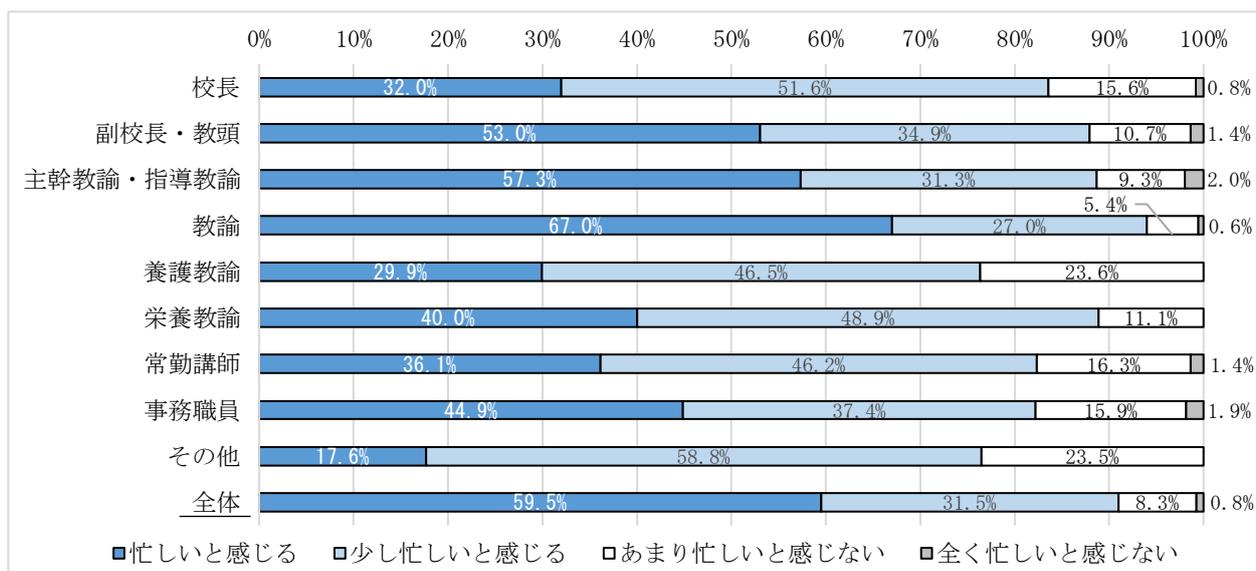
(1) 仕事にやりがいを感じている割合



教諭について、仕事にやりがいを感じている割合は90%超と高く、経年比較でも高い水準で推移している。

やりがいを感じる活動内容は、授業関連が多く、次いで学年・学級経営、学校行事が多い。

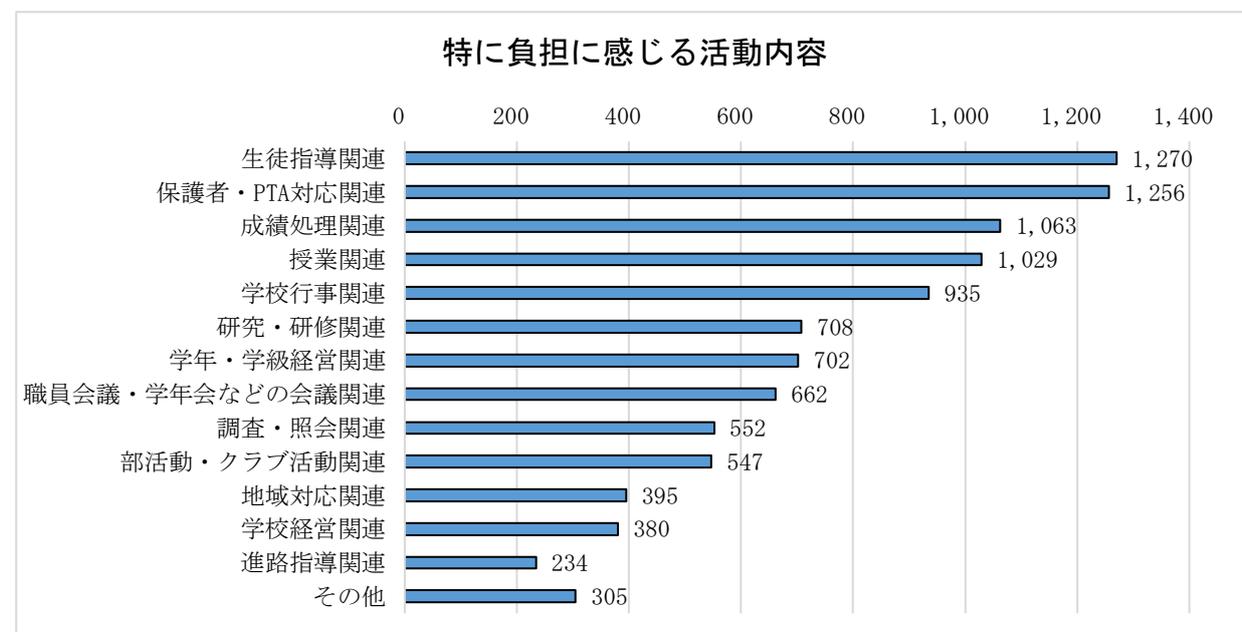
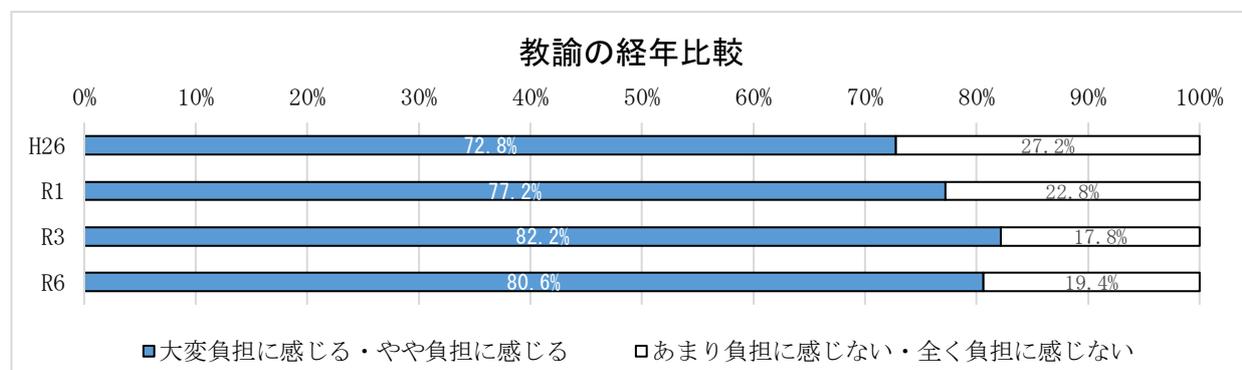
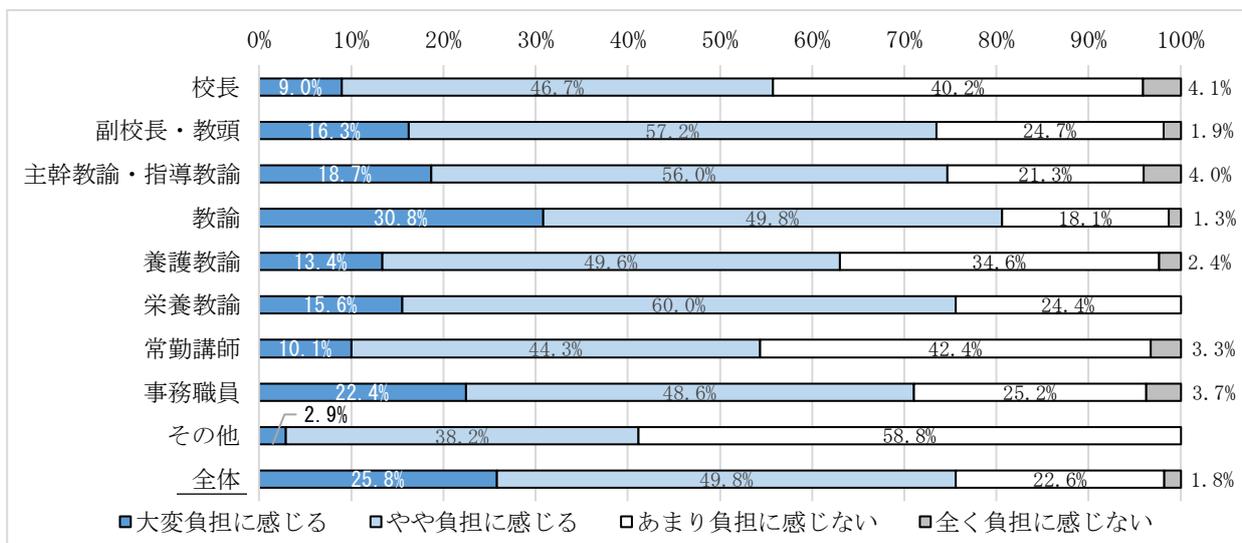
(2) 仕事が忙しい（業務量が多い）と感じている割合



教諭について、仕事が忙しいと感じている割合は90%超と高く、経年比較でも前回調査と比較して減少は見られるが、依然として高い水準。

特に忙しいと感じる活動内容は、授業や生徒指導、成績処理、学校行事などが多い。

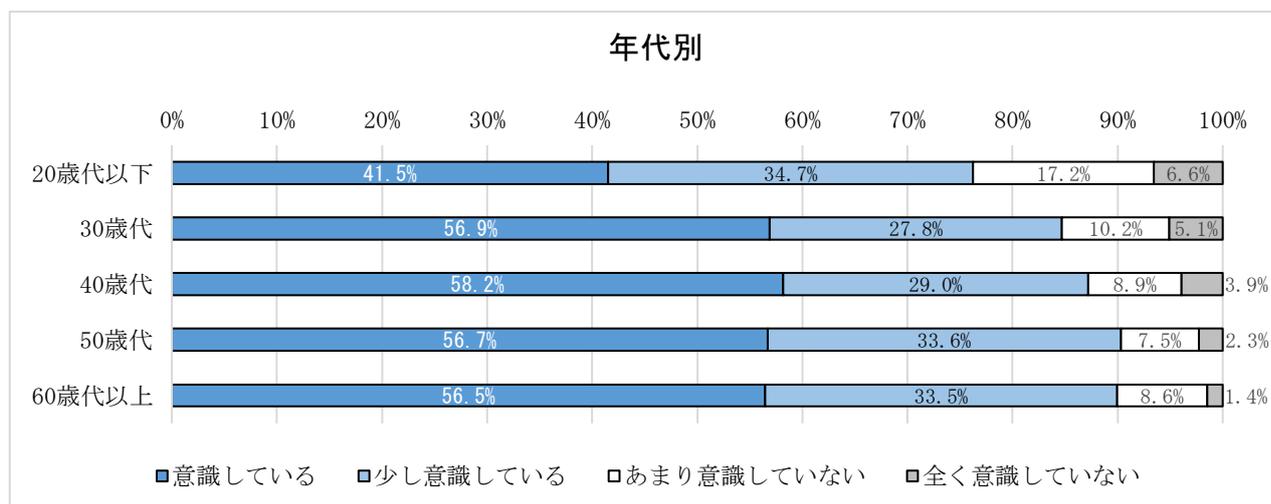
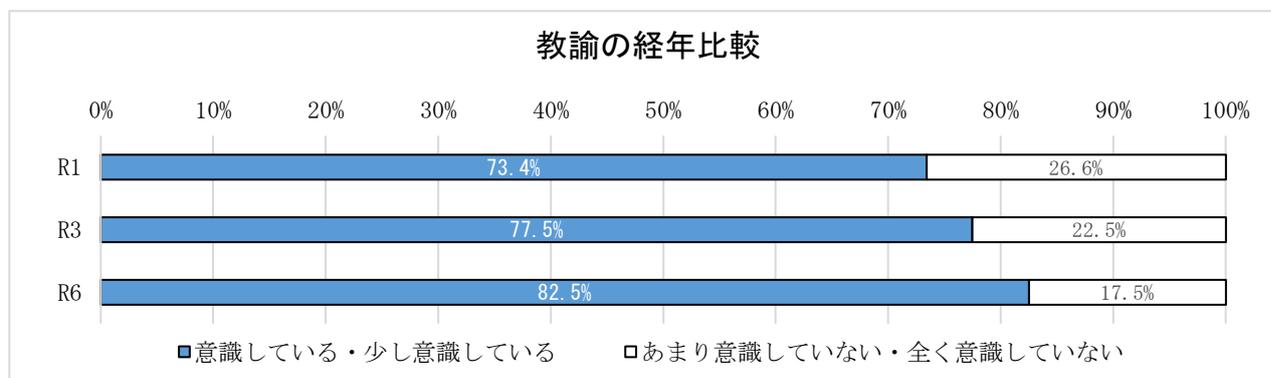
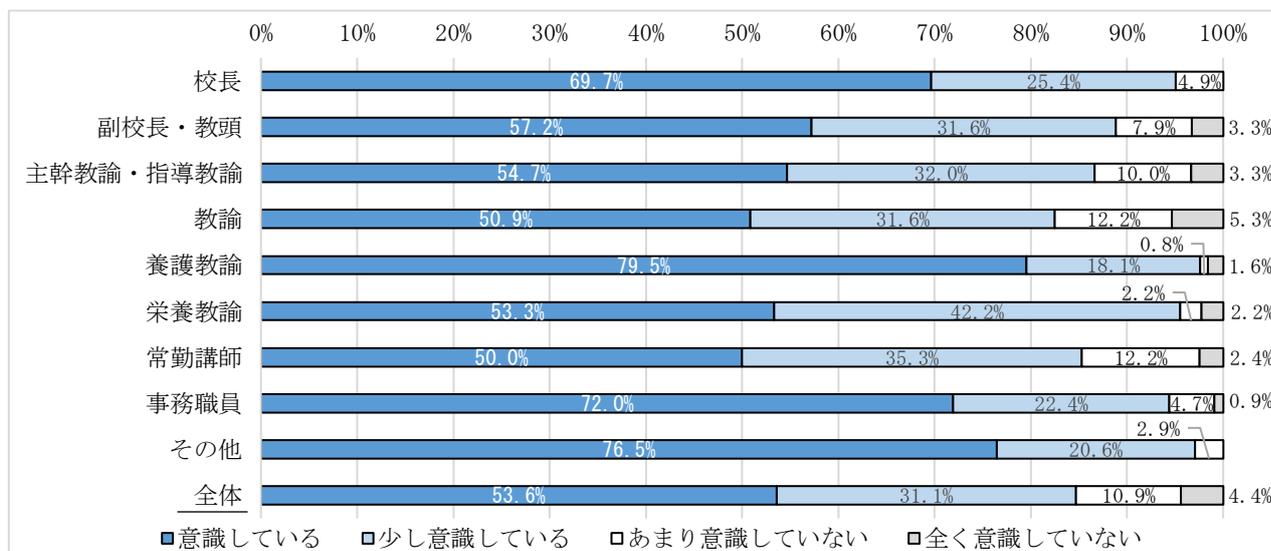
(3) 仕事を負担に感じている割合



教諭について、仕事を負担に感じている割合は80%超と高く、経年比較でも80%前後と高い水準で推移している。

特に負担に感じる活動内容は、生徒指導や保護者・PTA対応が多い。

(4) 正規の勤務時間中に業務を終えることを意識して仕事をしている割合

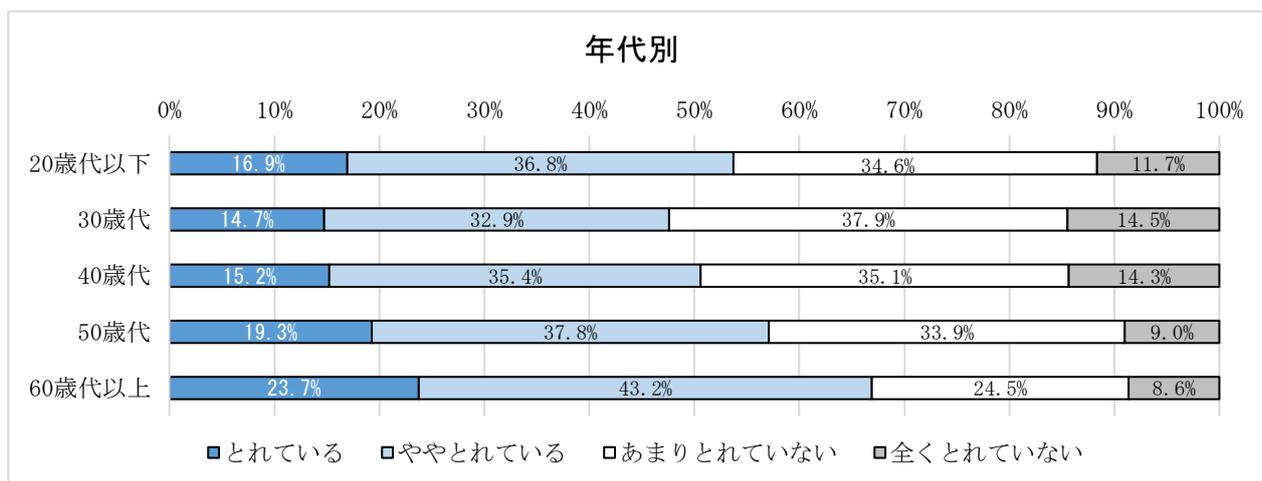
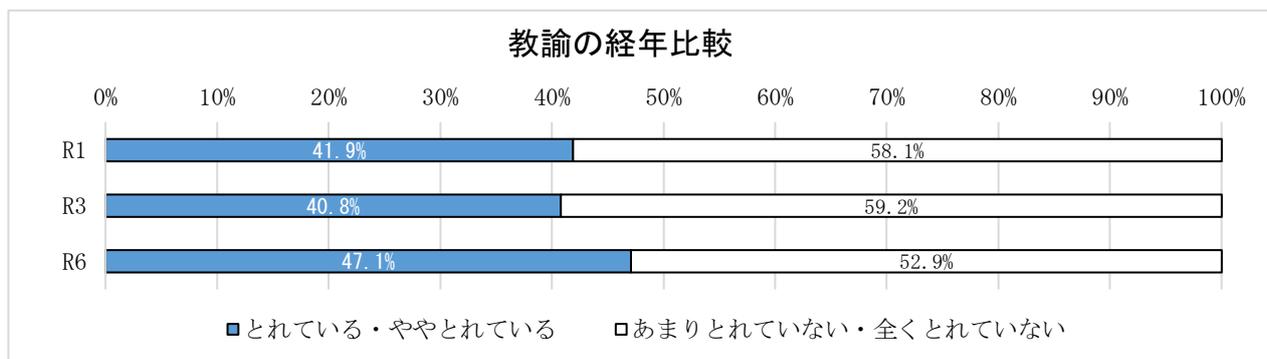
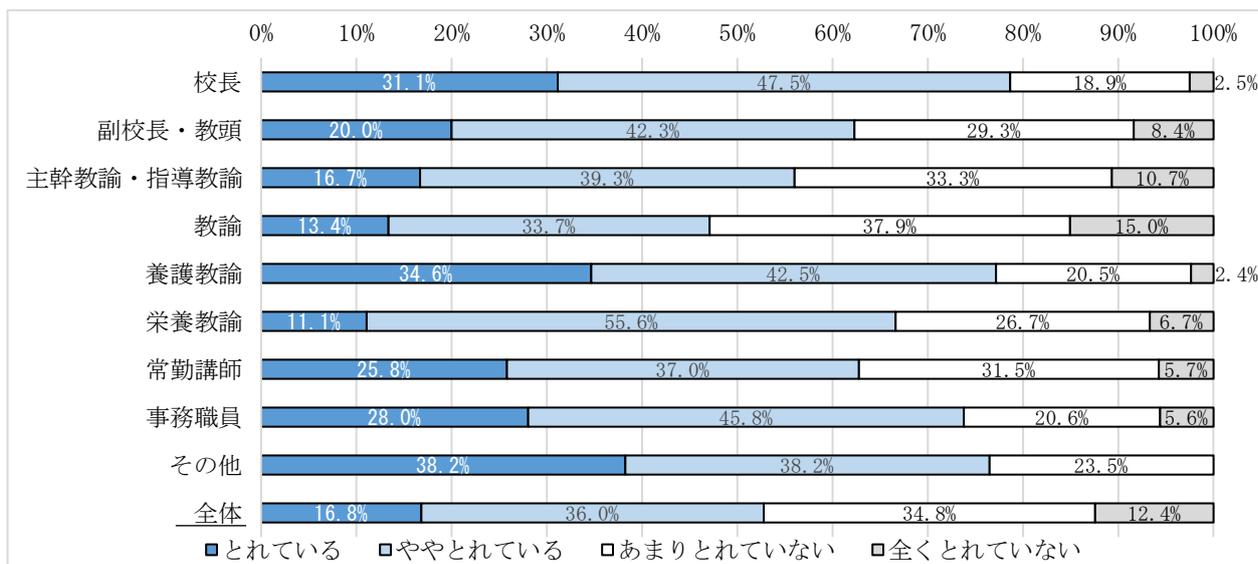


教諭について、正規の勤務時間中に業務を終えることを意識している割合は80%超と高い。また、校長や栄養教諭、事務職員などは90%超と特に高い水準になっている。

「教諭の経年比較」でも増加傾向であり、働き方改革に向けた意識改革の効果があつたものと考えられる。

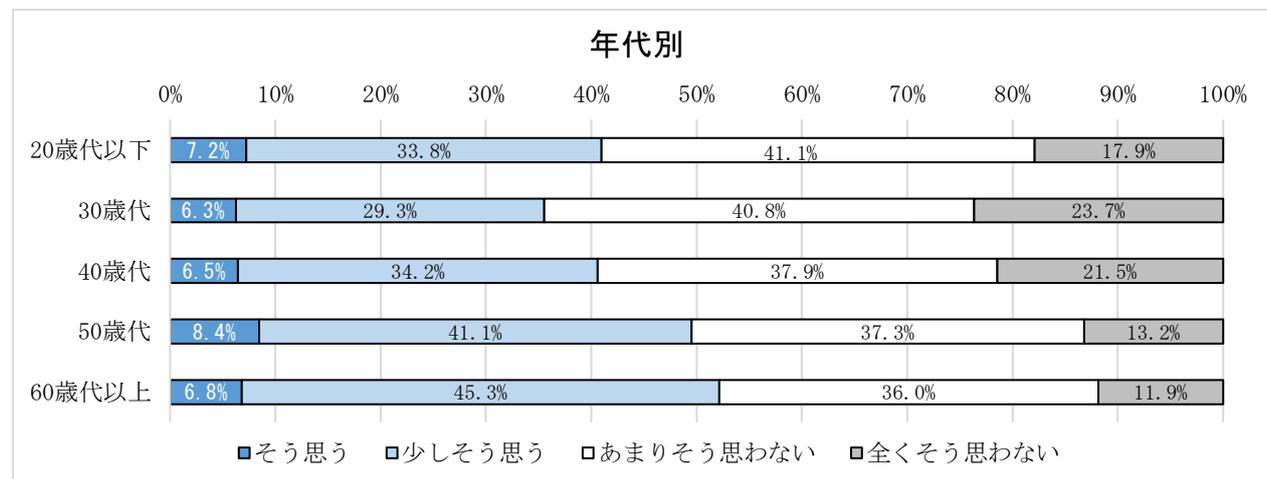
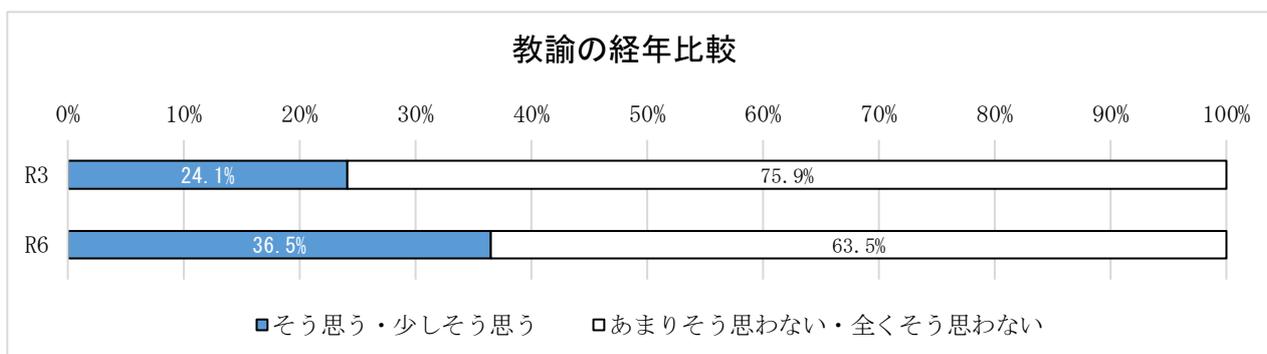
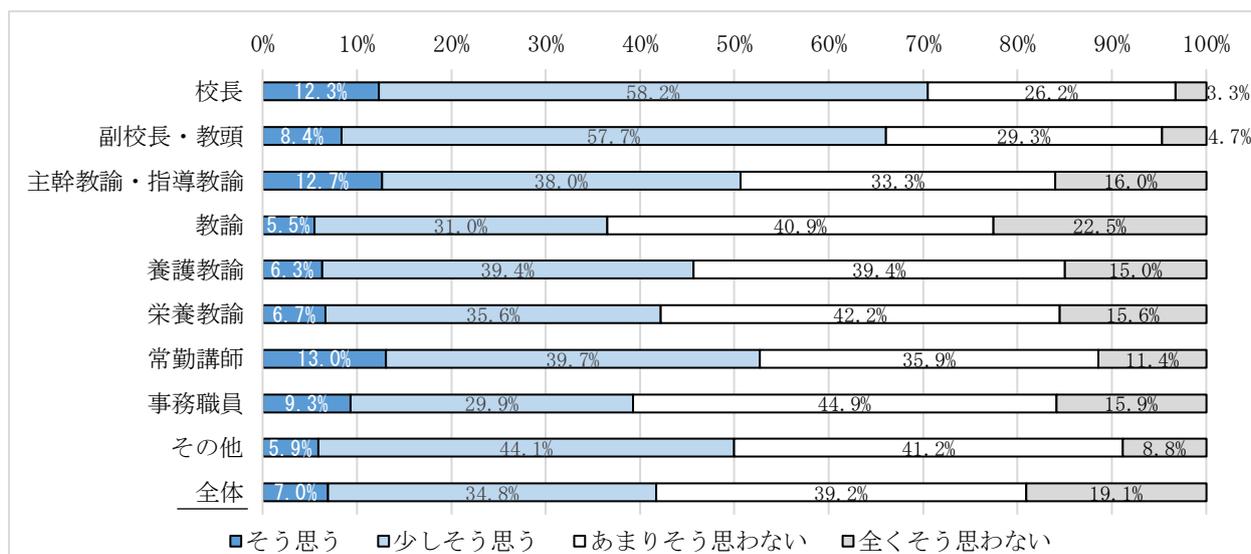
年代別にみると、概ね年代が高くなるほど意識している割合が高くなる傾向にある。

(5) ワークライフバランス（仕事と生活の調和）がとれていると思う割合



教諭について、ワークライフバランスがとれている・ややとれていると思う割合は約半数で、経年比較においても、増加傾向ではあるものの、他の職種と比べ低い。
年代別にみると、30歳代、40歳代が特に低くなっている。

(6) 学校における働き方改革に向けた取組みが進んでいると思う割合



教諭について、働き方改革に向けた取組みが進んでいる・少し進んでいると思う割合は前回調査と比較して増加しているものの、36.5%と低く、引き続き働き方改革に向けた取組みを推進していく必要がある。



第2次 福岡市立学校における働き方改革推進プログラム

令和8年3月発行

発行：福岡市教育委員会事務局 職員部 労務・給与課

〒810-8621 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話 092-711-4324

FAX 092-733-5903

メール romukyuyo.BES@city.fukuoka.lg.jp

教育子ども委員会（R8.2.18）における主な要望（働き方改革プログラムの内容修正に係るもの）

頁数	発言要旨	修正後
P2	『共同学校事務室への事務の集約（R1）』について、 「事務職員が関わる業務範囲の拡大により教員の負担軽減を図る」という表現を分かりやすくしてほしい。	教員の負担軽減に向けて、事務職員が教員と協力して担当できる業務の拡大を図るため、各学校の事務の一部を集約して処理する「共同学校事務室」を設置した。
P9	数値目標について、 「子どもと向き合う時間や自らの授業を磨く時間を確保できている」と思う教員の割合（第3次教育振興基本計画における数値目標）を追加してもよいのでは。	（※以下を追加） 【参考：第3次福岡市教育振興基本計画における数値目標】 ○ 「子どもと向き合う時間や自らの授業を磨く時間を確保できているか」という設問に対し、「そう思う」「少しそう思う」と回答した教員の割合 令和11年度までに <u>61.0%</u>
P12	『②-4 いじめに関する学校への支援』について、 「未然防止・早期対応」とあるが、「早期解決」も入れてほしい。	学校がいじめに適切かつ効果的に対処することで、未然防止・早期解決を実現できるようにするため、教育委員会事務局職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士及び学識経験者によるプロジェクトチームを設置して調査研究を行い、いじめ事案が発生した場合には同チームが当該学校のサポートを行う
P12	『②-4 いじめに関する学校への支援』について、 「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等」とあるが、「等」ではなく、どのような人材を入れるのか明記してほしい。	学校がいじめに適切かつ効果的に対処することで、未然防止・早期解決を実現できるようにするため、教育委員会事務局職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士及び学識経験者によるプロジェクトチームを設置して調査研究を行い、いじめ事案が発生した場合には同チームが当該学校のサポートを行う
P13	『③ 部活動における指導・運営体制の充実』の説明文について、 「専門外の顧問を担うことや休日の負担軽減に取り組む。」とあるが、表記が正しくないのでは。	専門外の種目や分野の顧問を担う負担や休日に部活動指導を行う負担の軽減に取り組む。
P16	『⑤-1 自走的な業務改善体制の構築』について、 「学校評価」の性質が分かるよう、「学校評価」の前に修飾語を追加した方が良いのではないか。	「学校評価」の前に「各学校において実施している」を追加